

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

県は、国民健康保険の安定的な財政運営や、市町村が担う国民健康保険事業の効率的な実施について中心的な役割を担うことから、医療をはじめ、保健・福祉全般と連携しながら施策を推進する必要がある。併せて、保健・医療・介護のビックデータを活用し、データヘルスの更なる推進を図ることで、質の高いサービスを受けられる体制を整えていく必要がある。

市町村は、今後の高齢化の進展を踏まえると、効率的な医療費の活用を進めつつ、住民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要がある。

1 県の取組

KDBシステム等から得られる健康・医療に係るデータを活用し、市町村が地域の実情を的確に把握し、それぞれの健康課題を解決するための効果的な取組を実施できるよう、必要な助言及び支援を行う。

2 市町村の取組

地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築のため、次のような取組を行う。

- (1) 住まい・医療・介護・予防・生活支援等、部局横断的な会議への参画
- (2) 地域のネットワークへの参画や、個々の被保険者に対する保健活動等の実施状況を関係者と情報共有するための仕組みづくり
- (3) KDBシステムのレセプト・健診データ等を活用した健康事業・介護予防等の対象となる被保険者の抽出
- (4) 高齢者等の健康づくりにつながる住民主体の地域活動への支援
- (5) 国民健康保険診療施設を拠点とした取組の推進
- (6) 後期高齢者医療制度や介護保険制度と連携した保健事業の実施

第2節 他計画との連携

県は、本運営方針と「第9次群馬県保健医療計画（第4期群馬県医療費適正化計画を含む）」（令和6年度から令和11年度まで）、「群馬県健康増進計画（元気県ぐんま21（第3次））」（令和6年度から令和17年度まで）及び「群馬県高齢者保健福祉計画（第9期）」（令和6年度から令和8年度まで）等を連携させることにより、保健医療サービス・福祉サービスに関する施策との一体的な推進を図る。